

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	15-1
処分の種類	動物の飼い主に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する条例第20条			
処分の概要	動物による人の生命等に対する侵害防止のため、飼い主に対する、動物の飼養又は保管の方法の改善等の措置命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○動物の愛護及び管理に関する条例第20条 (措置命令)</p> <p>第20条 知事は、飼い主が第6条各号又は第7条第1号の規定に違反している場合において、当該飼い主が所有し、又は占有する動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、期限を定めて、当該動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第9条			